

令和3年度 西区小学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（8月13日～8月15日及びその前後、12月27日～1月4日を除く。）

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 小学校の利用団体について

(1)利用団体の条件は以下のとおりです。

- ①10名以上のメンバーで構成され、原則として**小学校区に在住・在勤・在学する者**であること。
- ②原則として屋内種目であること。（フットサルの場合は学校長の許可が必要）
- ③**営利を目的としないこと**。（営利とは：「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」）

(2)小学校の学校開放は自主運営を行っているため、各団体は「学校開放運営委員会」に加入し、定期的に開催される「調整会議」の出席が義務付けられますので、ご了承ください。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録（変更）申請書」※記入もれがある場合は受付できません

- ①両面とも全ての項目を正確に記入してください。（別紙「学校開放利用の手引き」p.10～11参照）
- ②事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
- ③代表者、事務連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ④小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑤希望の曜日と時間を記入してください。
※原則として、2時間単位の利用になります
- ⑥利用できる曜日・時間は調整会議で決定します。
※新規団体には、地域課から調整会議の日程を事務連絡者に連絡いたします

4 申請書の提出について

(1)提出方法

【新規団体】

直接もしくは郵送、メールで西区地域課へ提出してください。

*メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

*申請書に不備があった時は、再度提出していただくことがあります

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

○西区役所地域課の窓口(42番窓口)

○新潟市のホームページ(「申請・届出の総合窓口」から)

【2020年度からの継続利用団体】

運営主任が取りまとめ、西区地域課へ提出してください。（持参するか、学校の連絡便でも構いません）

※FAXでの受付はできません

(2)提出期間 **令和3年1月4日（月）～22日（金）必着 午後5時30分まで**

5 その他

校区及び地区のスポーツ振興会主催事業へ積極的にご参加ください。

6 問合せ及び提出先

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西区役所地域課 文化・スポーツ担当 TEL 025(264)7193
e-mail : chiiki.w@city.niigata.lg.jp

令和3年度 西区中学校開放利用団体登録について

1 利用期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（8月13日～15日及びその前後、12月27日～1月4日を除く。）
※学校行事、工事、災害時の対応等で利用の中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 西区開放中学校

坂井輪 内野 赤塚 中野小屋 小針 五十嵐 小新 黒埼（8校）

3 中学校の利用団体について

(1) 利用団体の条件は以下のとおりです。

- ①10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ②原則として屋内種目であること。（フットサルの場合は、学校長の許可が必要）
- ③営利を目的としないこと。（営利とは：「指導者及び主催者が、会員からの会費・謝金などにより、生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」）

(2) 2ヶ月毎に利用確認を地域課へ連絡することが義務付けられています。

4 申請書の記入上の注意

「団体登録（変更）申請書」※記入もれがある場合は受付できません

- ①両面とも全ての項目を正確に記入してください。（別紙「学校開放利用の手引き」p.10～11参照）
- ②事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③代表者、連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ④小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。
- ⑤裏面の「利用可能施設・種目」を参照し、利用したい学校名を1校記入してください。

5 申請の流れ

(1) 「団体登録（変更）申請書」の提出

受付期間：令和3年1月4日（月）から1月22日（金）**必着** 午後5時30分まで

提出方法：直接窓口（42番）もしくは郵送、メールで下記までにご提出ください。

※メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

※申請書に不備があったときは、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

- 西区役所地域課の窓口（42番窓口）
- 新潟市のホームページ（「申請・届出の総合窓口」から）

提出先

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西区役所地域課 文化・スポーツ担当 Tel.025(264)7193
e-mail : chiiki.w@city.niigata.lg.jp

(2) 一次抽選会兼事前説明会

申請書を提出した団体で、一斉抽選を実施し、利用できる校（学校・曜日）を決定いたします。

日時：令和3年2月1日（月）午後7時開始（時間厳守・上履き持参）

会場：黒埼農村環境改善センター 多目的ホール（西区金巻746-3）

※抽選開始時点で不在の場合は、棄権とみなします。

※昨年度同様、各団体が申請書に記入した校（学校・曜日）を優先します。（「抽選方法について」参照）

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、一次抽選会への参加は**1団体1名**、当日会場にて**検温実施と体調確認票の記入**にご協力ください。（**2名以上での入場や風邪症状のある方**、会場にて実施する**検温で37.5度以上ある方は入場できません。**）

※一次抽選会で外れた団体が対象の全市一斉の二次抽選会を2月19日（金）に新潟市陸上競技場会議室で行います。

(3) 現地説明会

抽選会で決定した団体を対象に、各学校で現地説明会を行います。

日時：令和3年3月中の予定（抽選会時に日程をお知らせします） 19:00～（予定）

■利用可能施設・種目

【体育館】

曜 日：月曜～土曜 19:00～21:00

団 体 数：各学校において、各曜日2団体ずつ(ただしソフトテニスは、各学校において、各曜日1団体ずつ)

利用種目：下表のとおり(○:可、空欄:不可、※:用具がない等の利用制限があり)

種目 学校	バスケットボール	バドミントン	バレーボール	ソフトバレーボール	キンボールスポーツ	卓球	合気道	少林寺拳法	マーシャル・アーツ	空手	柔道	フットサル	ソフトテニス	(サッカー (トレーニング程度))	剣道	(新)体操
坂井輪	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○
内野	◎	○	○	○	○		○	○	○	○		※		※	○	※
赤塚	◎	○	○	○			○	○	○	○			○			
中野小屋	◎	○	○	○			○	○	○	○			○	○		
小針	◎	○	○	○		○	○	○		○		※	○	○	○	○
五十嵐	◎		○			※	※			○						※
小新		○	○		○											
黒埼		○	○	○	○		○	○	○	○	※	※	○	○	○	○

【武道場】

曜 日：月曜～土曜 19:00～21:00

団 体 数：各学校において、各曜日1団体ずつ

利用種目：下表のとおり(○:可、空欄:不可)

種目 学校	卓球	合気道	少林寺拳法	マーシャル・アーツ	空手	柔道	剣道
坂井輪	◎		○	○	○	○	○
内野	◎		○	○	○	○	○
赤塚	◎	○					
小針	◎		○	○	○	○	○
小新					○		○
黒埼							○

■その他

【体育館】・【武道場】表の学校名に◎がある6校は、現在管理指導員を配置しています。

それ以外の2校は管理指導員を配置していないため、学校(小新・黒埼)を利用する団体は、利用日に下表の鍵貸出施設で鍵を借りていただき、開錠・施錠、戸締り、消灯の確認を行っていただきます。

【鍵貸出し施設】

利用学校名	鍵貸出し施設	備考
小新	ファミリーマート小新店(西区小新西2丁目10-23)	
黒埼	黒埼地区総合体育館(西区金巻746-1)	毎月第1月曜日が休館のため、月曜日の利用団体は、利用当日の17時までに鍵を借りてください。

・管理指導員配置校・鍵貸出施設については、変更となる場合があります。

・西区以外の学校開放利用について詳しくは、学校所管の区役所地域課へお問い合わせください

令和3年度 内野小学校ナイター利用団体登録について

1 利用期間

令和3年4月1日～令和3年11月30日（8月13日～15日及びその前後を除く。）

※学校行事、工事、災害時の対応等で利用中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

2 ナイターの利用団体について

利用団体の条件は以下のとおりです。

- ①10名以上のメンバーで構成され、新潟市に在住・在勤・在学する者であること。
- ②種目はサッカー・ソフトボールであること。
- ③営利を目的としないこと。（営利とは：「指導者及び主催者が会員からの会費・謝金などにより生計の全部もしくは一部を立てていることを指す」）
- ④2ヶ月毎に西区役所地域課へ利用確認の連絡をすることが義務付けられています。
- ⑤ナイター施設及び用具庫の鍵の管理ができる団体のみ利用できます。

3 申請書の記入上の注意

「団体登録（変更）申請書」※記入もれがある場合は受付できません

- ①両面とも全ての項目を正確に記入してください。（別紙「学校開放利用の手引き」p.10～11参照）
- ②事務連絡者は常時連絡の取れる方にしてください。（代表者の兼務可）
※連絡者のメールアドレスは必ずご記入ください。
- ③代表者、連絡者を含む4名（子ども含まず）の方は、住所・電話番号・勤務先等の明記をお願いします。
- ④小中高生だけで構成されている団体は、利用時に同行できる代表者、事務連絡者として、保護者もしくは指導者を登録してください。

4 申請の流れ

(1) 「団体登録（変更）申請書」の提出

受付期間：令和3年1月4日（月）から1月22日（金）**必着** 午後5時30分まで

提出方法：直接窓口（42番）もしくは郵送、メールで下記あてにご提出ください。

※メールで申請書を送付する場合は、個人情報保護の観点から暗号化することを推奨します。

※申請書に不備があったときは、再度提出していただくことがあります。

申請書は次のいずれかの方法で入手できます。

- 西区役所地域課の窓口（42番窓口）
- 新潟市のホームページ（「申請・届出の総合窓口」から）

提出先

〒950-2097 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西区役所地域課 文化・スポーツ担当 TEL 025(264)7193
e-mail : chiiki.w@city.niigata.lg.jp

(2) 抽選会及び事前説明会

提出された書類に基づき、下記のとおり抽選会及び説明会を開催し、利用できる曜日を決定します。

日 時：令和3年2月4日（木）午後7時開始（1時間程度）

会 場：内野まちづくりセンター 3階 研修室4（西区内野町413）

持ち物：印鑑

※新規団体がない場合には、説明会のみを行います。

【他区のナイター施設の利用については、学校所管の区役所地域課へお問い合わせください】

裏面もご覧ください

令和3年度内野小学校ナイター施設の使用方法について

① 利用連絡について

2か月に1度、西区地域課に利用日の連絡をしてください。その際に、行事等で施設が利用できない日をお知らせいたします。

② 鍵の管理について

ナイター設備の鍵及び用具庫(レーキ等が入っている)の鍵を各団体が持ち、管理をしていただきます。

③ 利用料について

事前にナイター券を購入してください。

利用後に、利用した時間分のナイター券を専用の台紙に貼り付けてください。

台紙は、月に1回西区役所地域課に提出してください。(提出方法は以下のとおり。)

【ナイター券の提出方法】(2通り)

①西区地域課に直接持参または郵送(1ヶ月分まとめて)

②体育館のロッカーの中に袋があるので、入れておく。1ヶ月分をまとめて体育館の学校開放団体が地域課に送ってくれる

※袋には月末までに使用した分をいれておく。

※ロッカーの鍵は体育館の利用団体が持っています。

問い合わせ先：
新潟市西区寺尾東3丁目14番41号
西区役所地域課文化・スポーツ担当
担当：大山
電話：025-264-7193